

飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画（第 3 期）の策定について

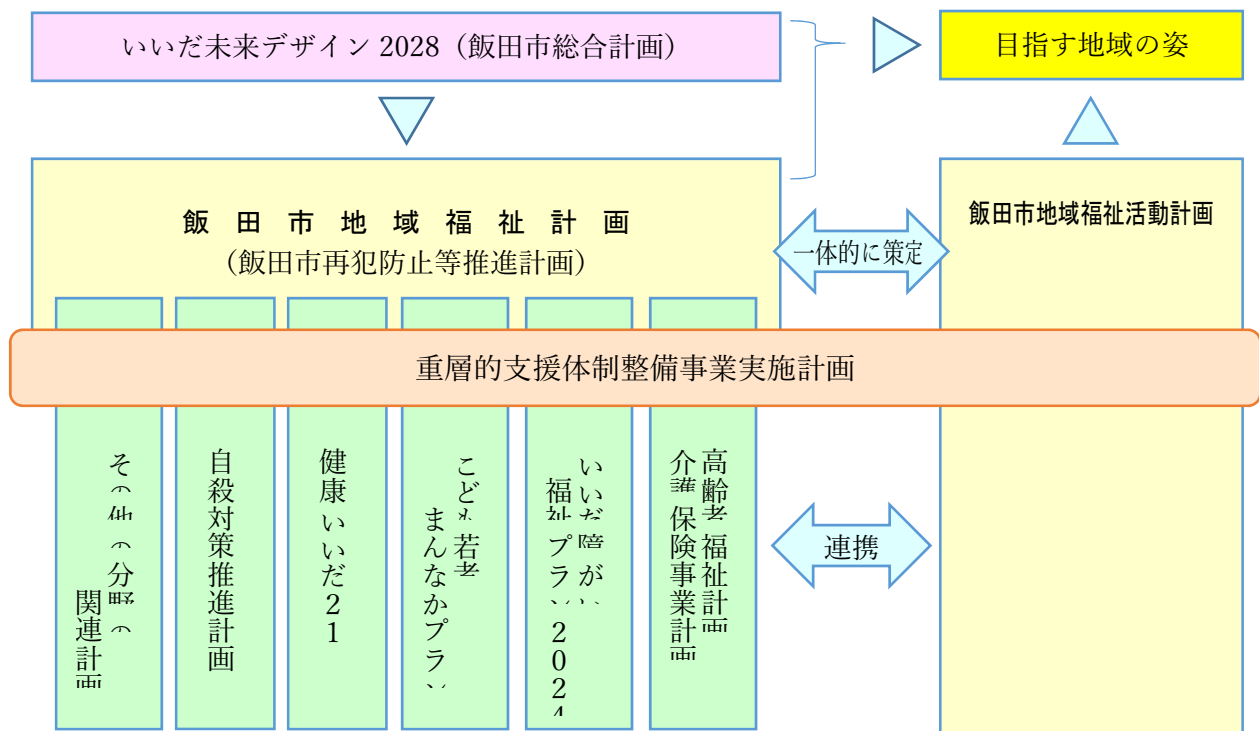
福祉部福祉課

1 計画の概要

地域福祉計画は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画であり、いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）を上位計画とする分野別計画に位置付けた計画として策定する。

飯田市が策定する地域福祉の推進の理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と活動や行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、車の両輪として連携し各福祉分野にとらわれない横断的な支援により地域福祉の推進を図る。

～ 地域福祉計画の位置付け：地域福祉計画と諸計画の関係性・イメージ ～



また、第 3 期の本計画からは、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、飯田市再犯防止等推進計画を本計画に包含し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進を図る。

2 計画の期間

令和 7（2025）年度から令和 10（2028）年度までの 4 年間とし、いいだ未来デザイン 2028 の周期に合わせる。

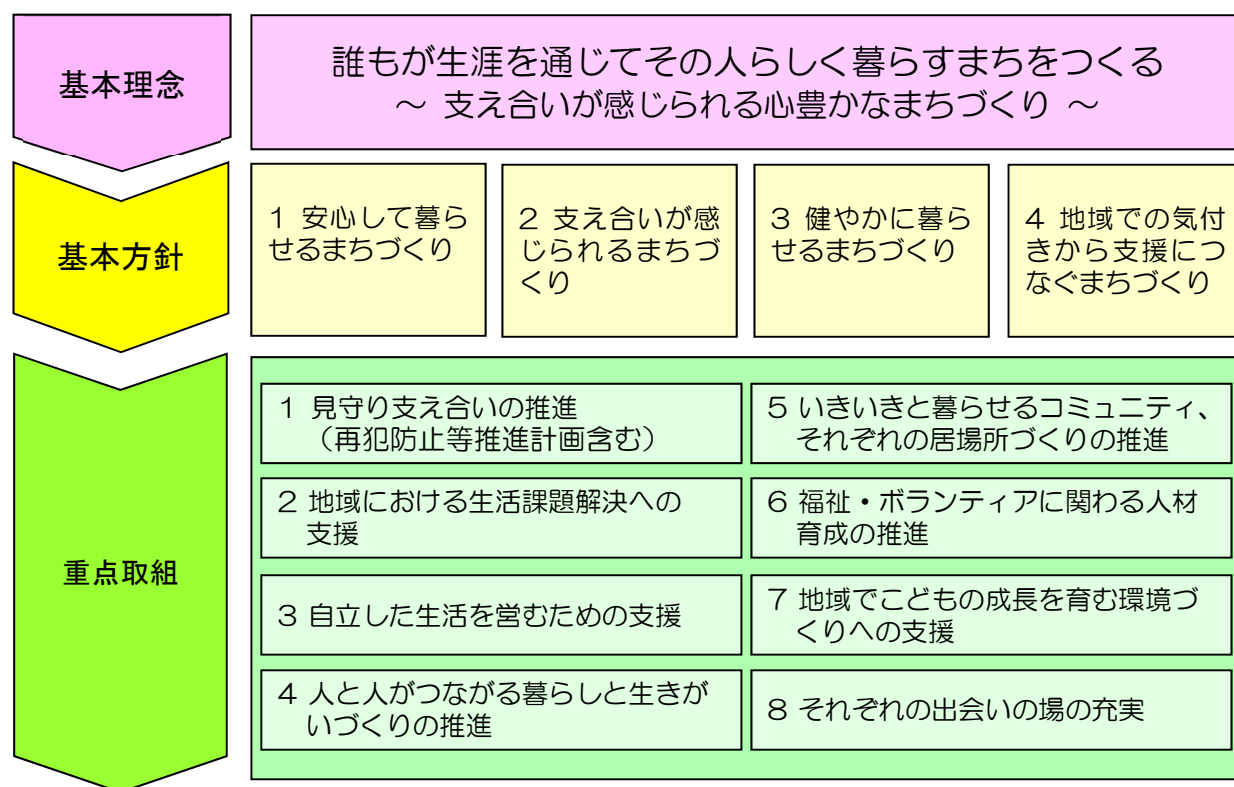
3 基本理念

誰もが生涯を通じてその人らしく暮らすまちをつくる
～ 支え合いが感じられる心豊かなまちづくり ～

誰もが住み慣れた地域で、互いに尊重し合い、心地よく、自分らしく生き生きと安心して暮らすことができ、地域の力と公的な支援体制が協働して、誰一人取り残されることのない、支え合いが感じられる地域共生社会の実現を目指す。

4 基本方針・重点取組

本計画の基本理念を実現するため、4つの基本方針を掲げる。その基本方針の推進を図るため、8つの重点取組を掲げて、集中的に取組を推進する。



5 重点取組を推進するための活動計画（地域福祉活動計画）

市内各地区で実施されている地域福祉活動の取組を、飯田市社会福祉協議会の編集により、本計画の8つの重点取組に応じて取上げ、事例集としての形で紹介する。

各地区において、他地区の活動事例を参考にすることにより、有効な事例の横展開につなげ地域福祉を推進する。

6 推進体制

地域住民、まちづくり委員会等の地域団体、福祉事業者・団体、飯田市社会福祉協議会、飯田市が基本理念に基づいた基本方針を達成するために協働して推進する主体として位置付ける。

7 策定経過

- ・令和6年5月20日 政策会議（計画策定方針の協議）
- ・令和6年6月27日～ 各地区との情報・意見交換（9月13日までの間で20地区実施）
- ・令和6年7月12日 飯田市社会福祉審議会本部会（計画策定方針の説明）
- ・令和6年8月 民生児童委員協議会との情報・意見交換（8月定例民協で20地区実施）
- ・令和6年8月6日 飯田市社会福祉審議会本部会（諮問）
- ・令和6年10月30日 飯田市社会福祉審議会本部会（計画の素案協議）
- ・令和6年11月21日 飯田市社会福祉審議会本部会（計画の原案協議）

8 今後のスケジュール

- ・令和6年12月16日 社会文教委員会協議会（原案報告）
- ・令和7年1月6日 パブリックコメント（2月4日までの30日間実施）
- ・令和7年2月7日 部長会議（計画決定）
- ・令和7年2月12日 飯田市社会福祉審議会本部会（計画案協議）
- ・令和7年2月14日 飯田市社会福祉審議会本部会（答申）
- ・令和7年2月17日 市議会全員協議会（計画説明）